

鴨川市
スポーツを通じた地域振興基本計画

Kamogawa Sports +

～ 鴨川からスポーツのその先を ～

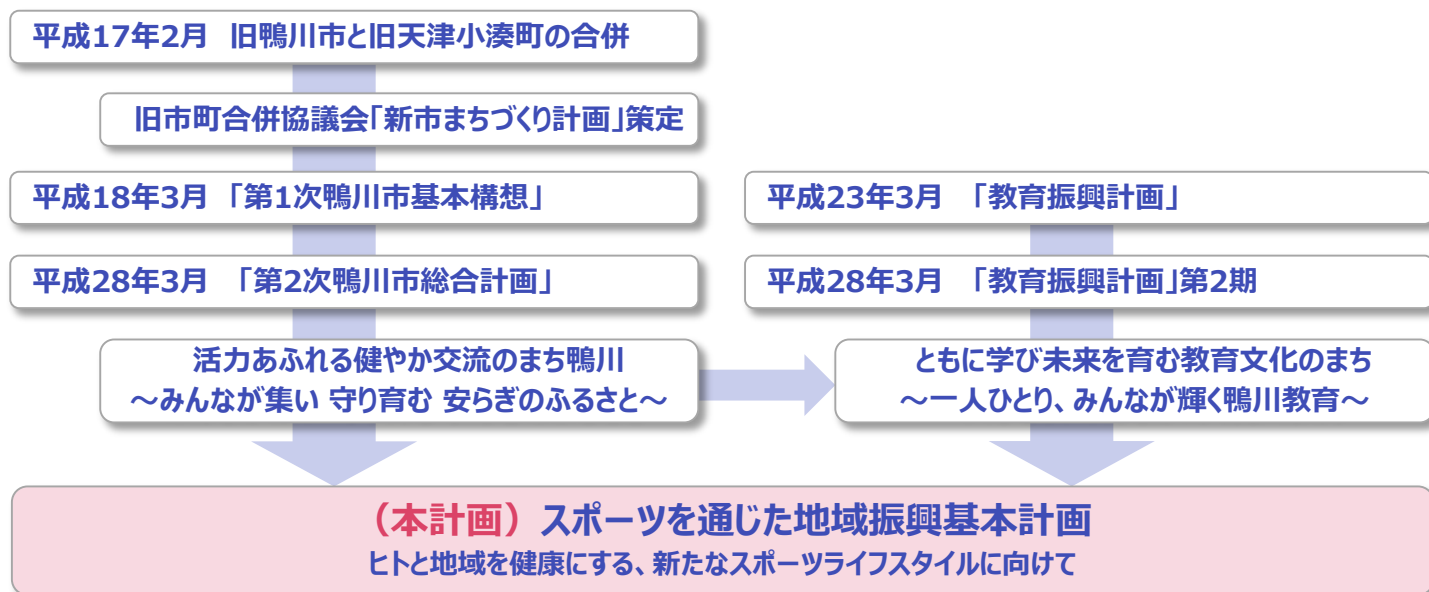
ヒトと地域を健康にする、
新たなスポーツライフスタイルに向けて

平成31年3月
鴨川市

はじめに

- 「鴨川市総合計画」を上位計画とし、「教育振興計画」を補完する計画です。
- 市のこれまでの施策であった社会教育でのスポーツに加え、産業に波及するスポーツ施策を新たに計画に位置づけることをねらいとしています。

1. 背景と位置づけ



本市は、平成17年2月11日の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、旧市町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」、平成18年3月に策定した「第1次鴨川市基本構想」に基づき、関連施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

平成28年3月、「第2次鴨川市総合計画」を定め、市民はもとより、産・学・民・官、本市に関わる全ての主体が共有できる指針として、本市がこれから進むべき方向性や、その実現のための方策等を明らかにしました。

第2次鴨川市総合計画においては、「鴨川市第3次5か年計画」を策定し、平成28年度から平成32年度までの5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示しました。

他方、市民に身近な場所での成長段階に応じた教育の振興など、地方教育行政の役割が、これまでに増して特に重要となっていることを受けて、鴨川市の教育をめぐる状況、今後予測される環境変化や政策課題等を踏まえた中長期的な視点で教育施策の方向性を検討するために、「教育振興計画」を策定しています。

今回策定する「スポーツを通じた地域振興基本計画」（以降、「本計画」と呼ぶ）では、「鴨川市第3次5か年計画」を上位計画としつつ、「教育振興計画」を補完することで、市のこれまでの施策であった社会教育でのスポーツに加え、産業に波及するスポーツ施策を新たに計画に位置づけることをねらいとしています。

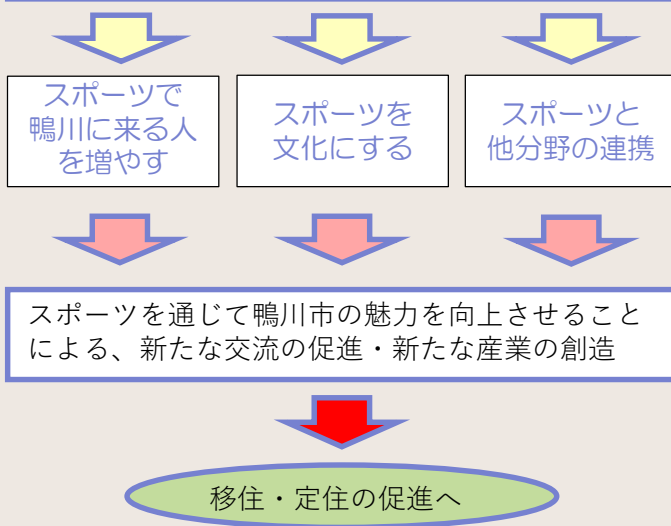
2. 目的

鴨川市スポーツを通じた地域振興基本構想は、アスリート・スポーツだけでなく、幅広い年齢、体力レベルの人々が、自分たちなりの方法で身体を動かすための場所、ヒト、施設などの資源（リソース）を集約、活用し、鴨川市だけでなく周辺市とも連携することで、地域の暮らしと魅力を高め、地域振興を図るための基本的な考え方を示すものです。

本構想の目的は、スポーツを中心に捉えた観光、商業等地域産業の振興策の策定やスポーツイベントや合宿誘致のほか、スポーツの日常化、文化活動との連携、総合運動施設の管理を総合的に行う組織（スポーツ・カルチャー・コミッション）づくりによって、スポーツで本市に訪れる人の増加、スポーツの日常化、スポーツと他分野の連携の推進です。そして、新たな交流促進と産業創造による移住・定住の促進を最終目標としています。

目的

スポーツを中心に捉えた観光、商業等地域産業の振興策の策定やスポーツイベントや合宿誘致のほか、スポーツの日常化、文化活動との連携、総合運動施設の管理を総合的に行う組織（スポーツ・カルチャー・コミッション）づくり。



3. 検討経緯

日付	題名	検討項目
9月13日	第1回プロジェクトチーム定例会議	
10月	第1回推進委員会	
10月5日	第2回プロジェクトチーム定例会議	
	事例調査	
11月	第3回プロジェクトチーム定例会議	
12月15日	シンポジウム	
	第2回推進委員会	
1月	第4回プロジェクトチーム定例会議	
	事例調査	
2月	第5回プロジェクトチーム定例会議	
	第3回推進委員会	



本構想の位置づけ

スポーツを通じた地域振興 事業推進スケジュール

時期	スポーツを通じた地域振興 推進委員会	民間識見者⇒推進委員会委員へ移行	その他
		庁内 P T : スポーツを通じた地域振興プロジェクト チーム	
5月	方向性決定	・庁内 P T 設置について概略説明 ・庁内 P T 部員の指名 5/30	
6月	地方創生推進交付金関連予算可決 プロポーザル公募準備	【第1回庁内 P T 会議】6/4 ・先進地視察（さいたま市） スポーツコミッションについて 意見交換等 【第1回民間識見者・庁内 P T 合同会議】6/12 ・事業説明、意見交換等 ■ J S T A セミナー（6/29羽田）	6月定例市議会 ・上程理由説明 ・関連予算可決
7月	公募型プロポーザル事業者参加受付 7/13～23 市民委員の公募実施 7/9～25	コーディネーター雇用 7/1～ ■ 銚子スポーツタウン視察（7/9銚子市） 【第2回民間識見者・庁内 P T 合同会議】7/19 ・進捗状況説明、テーマに沿った意見出し ■ 二枚目の名刺連携打合せ（7/30青山）	オリパラ推進本部会議7/2 ・推進委員会設置 について了承
8月	プロポーザル プレゼン実施、審査、支 援事業者の選定 8/20 大会・合宿等誘致国内プロモーション 委託8/31 海外チーム事前キャンプ誘致委託 9/3	■ ポイント制度打合せ（8/1商工会） 【第2回庁内 P T 会議】8/10 ・今後の進め方、意見交換	
9月	調査関係打合せ 9/5	【第3回民間識見者・庁内 P T 合同会議】 9/13 ・スケジュール共有、ヒアリング	9月定例市議会
10月	第1回推進委員会（10/5） ・委嘱状交付、事業概要の説明、ミッ ションの共有、ビジョンの提示、今後の スケジュールについて、意見出し		
11月	・意見内容取りまとめ	・ミライノラボ J V 打ち合わせ 11/2 ・ミライノラボ J V 打ち合わせ 11/21	計画案作成
12月	第2回推進委員会 シンポジウム（JSTA）12/15 ・基調講演、事例発表、パネルディス カッション ・計画素案提示（鴨川の取組） 意見集約		12月定例市議会
1月	・意見内容取りまとめ	・先進地視察（盛岡）1/16・17	最終案作成 ・スポーツ推進審議 会（意見照会）
2月	第3回推進委員会（中旬） ・最終案提示 承認 次年度に向けて ※コミッション組織構築のための諸条件 整備		パブリックコメント
3月	計画策定報告（全協） ※コミッション組織設立		3月定例市議会

B 現状と課題

- 周辺では随一の、充実した市有運動施設、恵まれた環境地理的条件を備えています。
- 恵まれた環境、施設をトータルで利活用する仕組みが不在なために、戦略的な取組みができず、大きな機会損失を被っています。

1. スポーツの現状

近年、少子高齢化や情報化の進展、グローバル化に伴う国際的な協力・交流の活発化と国際競争の激化など、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化しています。

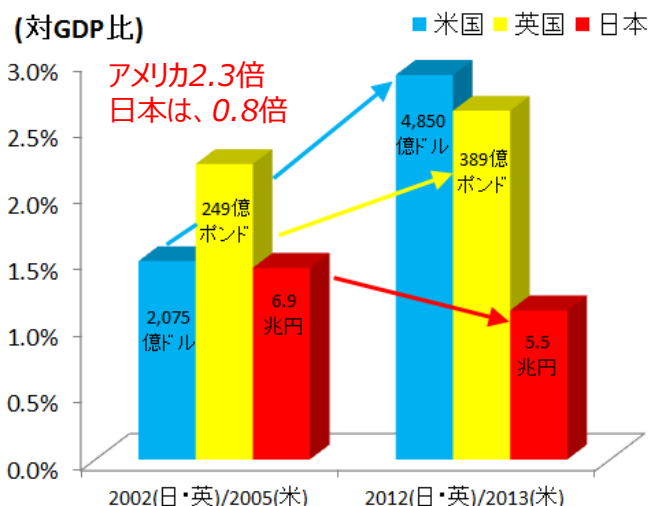
このような環境の変化に対応して、我が国の社会が将来も持続的な発展を遂げるためには、地域社会が健在であり続け、次代を担う青少年が健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要であると考えられています。

そして、そのような社会を目指すに当たっては、状況や社会を変える大きな力を持つスポーツに大きな貢献が期待されています。

また、世界的にも、スポーツは次なる経済成長の柱の一つとして期待されており、スポーツ関連分野の市場規模は順調に成長しています。

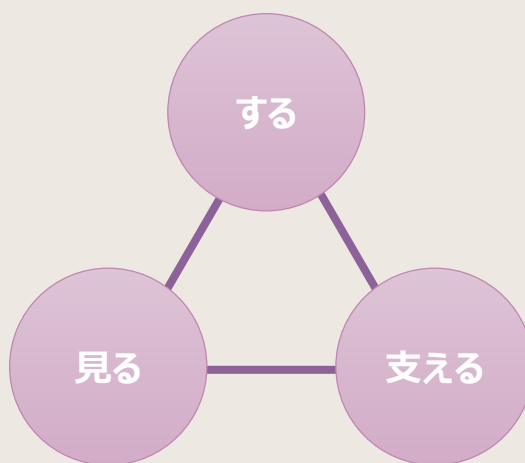
しかし、我が国では、スポーツ分野の市場規模は今のところ順調に成長しているとは言いがたく、今後の成長の余地を大いに残していると考えられます。「日本再興戦略2016年」において、2025年でスポーツ関連GDP15兆円を目標値としています。これは、米国における対GDP成長率と同程度の水準となっています。

この目標を達成するためには、従来と同じ取組み方法では限界があり、従来のアスリート重点の施策から脱却し、「する」「みる」「ささえる」をトータルで考えた施策へのマインドチェンジが必要と考えられます。



出典
日本政策投資銀行（2015年5月）、
UK Sports Satellite Account（2011,2012）、
Plukett research（2013）等の資料を参考にスポーツ庁において作成

スポーツの3つの取組み方



B 現状と課題

2. 国のスポーツ施策の方向性

国では2011年、スポーツ基本法を制定し、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めました。

また2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けた政府が一丸となった準備活動の必要性から、2016年、文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足し、スポーツ施策を総合的に推進することとなりました。

一方、国土交通省の外局である観光庁においては、観光とスポーツの融合の観点から、2011年にスポーツツーリズム推進基本方針をとりまとめています。

このような流れの中で、スポーツ庁、観光庁、文化庁は2018年、「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」を締結しました。

今後は、スポーツという単機能ではなく、「スポーツ×文化×観光」をかけ合わせた施策が展開されていくものと考えられます。

目的

文化・スポーツを融合させた観光地域の魅力向上

当面の連携・協力の観点

- スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や文化プログラムの推進
- 文化・スポーツ資源の融合による観光地域の魅力向上
- 訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進
- 各庁が実施するイベント等や保有するデータに関する情報の相互共有

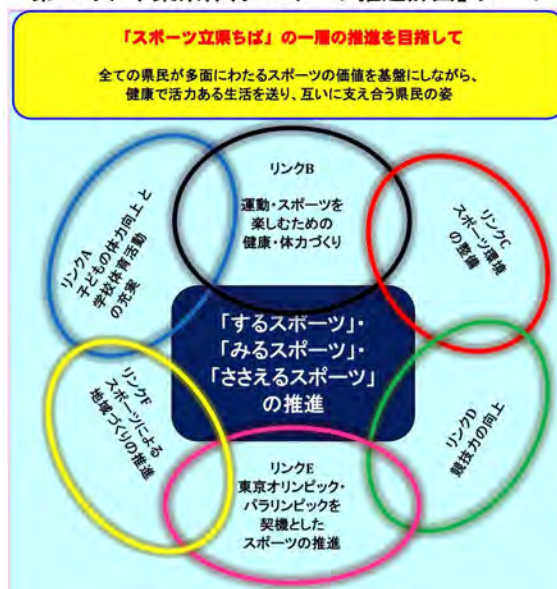
3. 県のスポーツ施策の方向性

第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これまでの取組の成果や現状を踏まえるとともに、スポーツ基本法（平成23年6月公布）、千葉県体育・スポーツ振興条例（平成22年12月制定）に基づき、県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」及び「第2期千葉県教育振興基本計画 新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成28年3月策定）の趣旨を踏まえて策定されています。

「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の一層の推進を目指し、「スポーツ立県ちば」の一層の推進をするために、以下の6つの施策（リンク）を掲げています。

- ・リンク A「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」
- ・リンク B「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」
- ・リンク C「スポーツ環境の整備」
- ・リンク D「競技力の向上」
- ・リンク E「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」
- ・リンク F「スポーツによる地域づくりの推進」

第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」イメージ



特徴

- 超高齢社会に備えた体育・スポーツの推進
- 障害者の体育・スポーツの推進
- オリンピック・パラリンピックのアクションとレガシー

出典
千葉県体育・スポーツ推進計画

B 現状と課題

4. 鴨川市の現状と課題

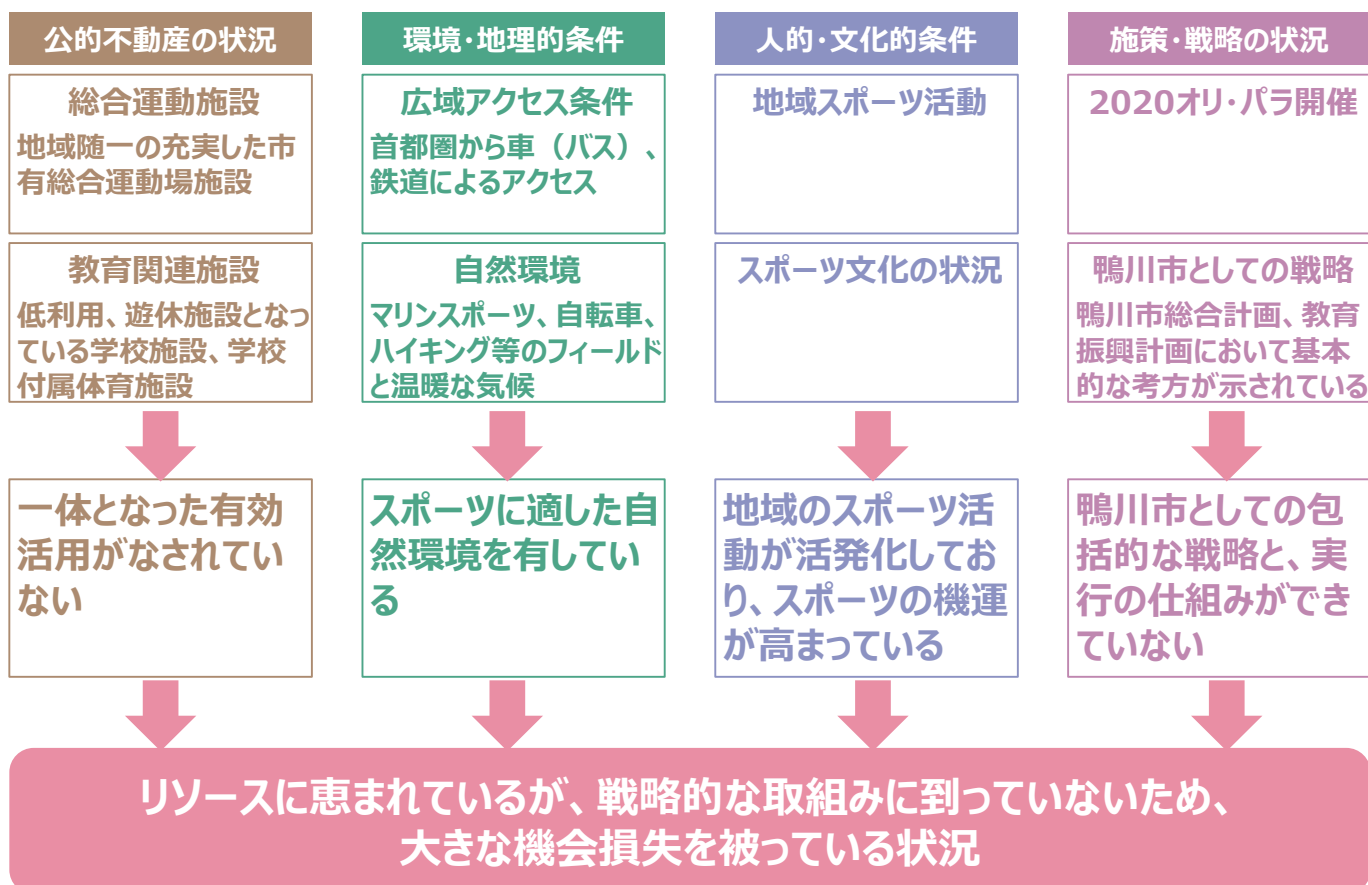
本市は多くの宿泊施設や医療施設、県内有数の市所有の総合運動施設を有しています。首都圏から近く、車、バス、鉄道によるアクセスがあり、都心に近いスポーツに適した自然環境が整っています。千葉ロッテマリーンズキャンプをはじめ、オルカ鴨川F Cの活動やアウトドア、マリンスポーツ、サイクリングイベントなども行われており、地域のスポーツ活動が活性化しています。さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えており、国全体でスポーツへの機運が高まっています。

ところが、スポーツを中心に捉えた他産業との連携や、より幅広い人々が関わっていくスポーツの日常化については、手付かずのままです。また、国はスポーツを単機能ではなく、文化や観光と掛け合わせた施策を展開しようとしているなかで、本市の持つ豊富な地域資源が活かしきれていません。

このように、本市はスポーツによる地域振興の資源（リソース）に恵まれているものの、戦略的な取組みに到っていないため、大きな機会損失を被っている状況です。

現状認識

- 南房総地域随一の市所有の総合運動施設→×柔軟に活かしきれていない
- キャンプ地として恵まれた環境・地理的条件→×積極的な誘致がなされていない
- などしこリーグに参戦するオルカ鴨川FC→×施設が公式戦開催要件を満たせていない
- サーフィンなどのマリン・ビーチスポーツのための土壌→×恵まれた土壌を活かしきれていない
- 2020年東京五輪の開催→機会を活かしきれていない
- 多目的体育館の建設凍結→×文化・音楽活動の拠点が乏しい
- 廃校などの遊休施設の増加→×放置されている施設も多く活用しきれていない



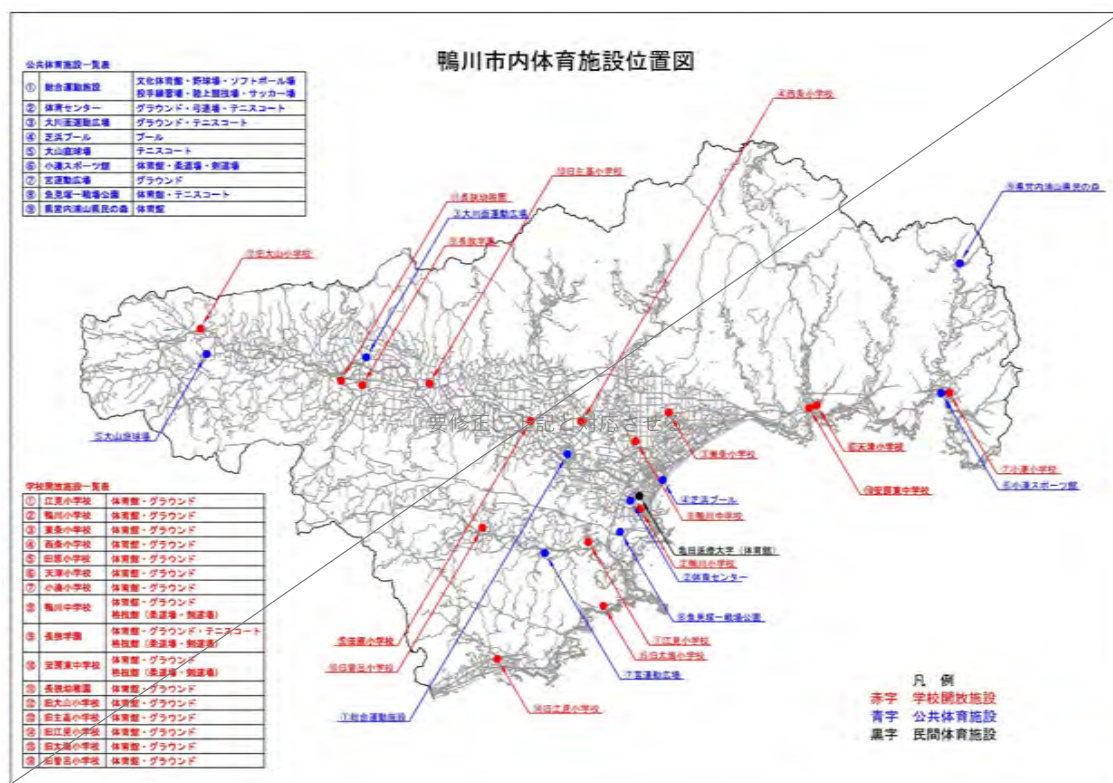
B 現状と課題

5. 施設状況

鴨川市内スポーツ関連施設の一覧

施設名		規模	施設名		規模
内 訳	①総合運動施設	全面積127,811㎡	内 訳	②体育センター	全面積〇〇㎡
	野球場	全体16,658㎡ グラウンド13,200㎡ 両翼97.5m センター122m 収容人員4,480人 (メ) 854、内野 1,292、外野 2,334)		グラウンド	14,000㎡ 野球、サッカー、ソフトボール他
	ソフトボール場	グラウンド 5,139㎡ 両翼 70m センター 70m		庭球場	2,857㎡ クレートコート2面
	投手練習場	床面積 476.57 ㎡ 5人投		弓道場	射場 3 6 ㎡ 近距離 2 8 m 立数 3 人
	文化体育館	延床面積3,996㎡ アリーナ2,373㎡ (床人工芝) 可動式観覧席1,017㎡(1,000 席) トレーニングルーム	③大川面運動広場		1 1 , 0 4 2 ㎡ 野球、グラウンドゴルフ他
	陸上競技場	(第三種公認) 全体50,490㎡ ・トラック400m×8コース ウレタン全天候舗装 ・インフィールド サッカーコート105m×68m芝(高麗)舗装 ・メインスタンド 鉄筋コンクリート造り1,240人収容 ・芝スタンド 3,000人収容 ・駐車場 大型 5 台普通 5 1 1 台	④大川面庭球場		8 2 2 ㎡ 全天候型コート1面
	サッカー場	全体 13,728㎡ 人工芝舗装 サッカーコート 100m×65m	⑤大山庭球場		1 , 7 5 6 ㎡ 全天候型コート1面
			⑥宮運動場		1 2 , 9 6 8 ㎡ 野球他
			⑦小湊スポーツ館		1 , 0 8 2 ㎡ 1 階柔道場、剣道場 2 階アリーナ

鴨川市内スポーツ関連施設の位置



B 現状と課題

5. 施設状況

① 鴨川市総合体育施設

鴨川市総合運動施設は、野球場をはじめ、ソフトボール場や文化体育館、陸上競技場、サッカー場などが集積する、県南では有数の一大スポーツ拠点です。市民や地域のスポーツ大会、練習などに利用されています。市外からプロチームや大学、高校の合宿などにも利用され、平成29年度の利用状況は、1,963回、約10万7,500人の利用となっています。

総合運動施設の主な利用実績

○野球

日本ハムファイターズ、千葉ロッテマリーンズ、ソフトボール女子日本代表、法政大学、早稲田大学、東洋大学、浦和学院、早稲田実業、聖光学院、東芝、J R東日本

○陸上競技

全日本代表クラス、早稲田大学、順天堂大学、千葉県国体選抜チーム、市立船橋、八千代松蔭

○サッカー

モンテディオ山形、J F L サッカー大会、なでしこリーグサッカー大会、千葉県高等学校サッカー選手権大会

サッカー場



陸上競技場



野球場



ソフトボール場



文化体育館



投球練習場



5. 施設状況

②体育センター

体育センターはかつての鴨川中学校で、昭和42年に社会体育施設として教育委員会の管理となり、昭和48年の若潮国体ではラグビー会場として利用されました。その後、改修され現在の施設となっています。

平成24年度にはグラウンド周囲196mに、高さ15mから10mのバックネットと両翼の防球ネットを整備しました。卓球場、体育館及び旧鴨中プールは既に解体されています。

グラウンド



庭球場



弓道場



その他のスポーツ関連施設

③大山面運動広場



④大山面庭球場



⑤大山庭球場



⑥宮運動場



⑦小湊スポーツ館



写真 内観

6. 使用料・収支現状分析

運動施設の使用料

テキスト

グラフ

グラフ

運動施設の収支現状

グラフ

グラフ

7. ニーズ調査結果

個人向けアンケート
テキスト

テキスト

グラフ

グラフ

グラフ

グラフ

グラフ

グラフ

7. ニーズ調査結果

団体向けアンケート
テキスト

テキスト

グラフ

グラフ

グラフ

グラフ

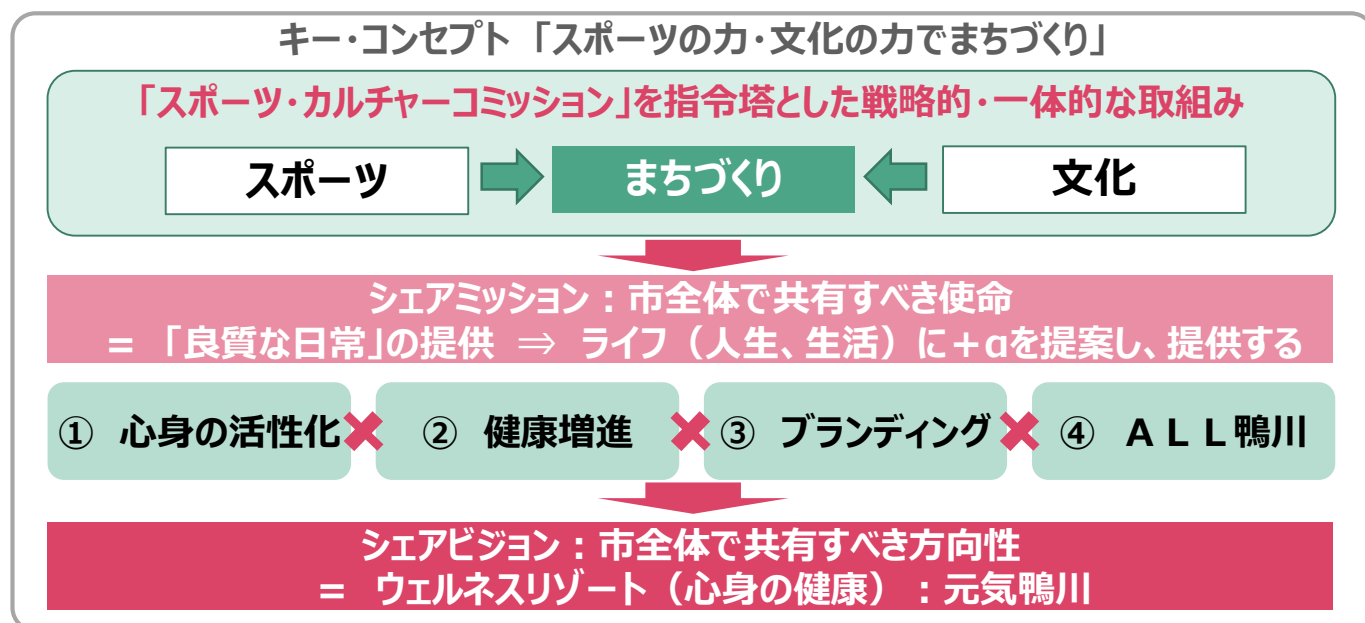
グラフ

グラフ

C スポーツを通じた地域振興の方針

- 「スポーツの力・文化の力でまちづくり」を地域振興のキー・コンセプトとします
- 鴨川市の観光分野で掲げているビジョン「ウェルネスリゾート」を市全体で共有し、ウェルネスリゾート = 心身の健康 = 「元気鴨川」を目指します。

1. スポーツの地域振興のあり方、方向性、めざす姿



スポーツの力・文化の力でまちづくり

鴨川市では国の方向性も踏まえ、さらに先駆的に発展した取り組みとして、スポーツと文化を統合した取り組みを展開していきたいと考えます。

具体的には、取り組みのキー・コンセプトを「スポーツの力・文化の力でまちづくり」と設定し、戦略的な地域振興を推進する指令塔となる「スポーツ・カルチャーコミッション」（後述）を設立し、スポーツと文化を統合した取り組みを推進します。

スポーツと文化を統合して取り組むことには次のようなメリットが考えられます。

スポーツと文化を統合した取り組みのメリット

- ① “スポーツを文化に” を体現できる。
“スポーツを文化に”という有名なフレーズを体現した取り組みということを訴求できます。
- ② “無形”に価値を追求する共通点の相乗効果が期待できる。
学校の部活動でも文化部・運動部があるように、スポーツと文化の両者は密接な関係をもっています。
スポーツも文化も無形に人々が価値を追求するという共通点があります。両者を一体で取り組むことで、相乗効果による新たな価値の創出が期待できます。
- ③ 施設の共存を図り、効率的な運営が実現される。
実際にスポーツ施設と文化施設が併設・共有されるケースも多く、施設管理・活用という点においても両者を一元的にとりまとめる仕組みづくりは効率的な運営を実現し、幅広い利用者や来館者を集めることにもつながります。



スポーツを通じた地域振興の方針

2. 期待される地域振興効果

3. 鴨川市が保有する公的不動産の活用

4. 総合運動施設のあり方、方向性



5. 使用料のありかた

1 基本方針の考え方

1) 受益と負担の公平性の確保

使用料・手数料は、施設や特定の行政サービスの利用者（受益者）に、経費の一部を負担いただいているものであり、料金が安いほうが望ましいことは言うまでもありません。しかし、サービス提供に要する経費に比して負担額が少額である場合は、経費の不足分は市民全体の税金で賄うことになり、結局、施設やサービスを利用しない人にも負担していただくことになります。そのため、使用料・手数料等の設定は、施設やサービスを利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、負担の公平性を確保すべきと考えます。

もちろん、市民の皆さんのご理解とご協力が得られるよう、施設の最適化を進めると共に、効率的な施設の管理運営や事務の効率化など継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく必要があります。

2) 算定方法の明確化

使用料・手数料等を設定に当たり、適正な受益者負担を求めるためには、使用料・手数料等の算定根拠を明確にし、市民の皆さんにわかりやすく説明できるようにする必要があります。サービス提供に要するコストを基礎として、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。

コストを明確に把握し、効率的な事務事業の遂行によるコスト削減の努力を続けることは、使用料・手数料等の上昇を抑制するとともに、市職員のコスト意識を向上させる上でも必要な取組であると考えます。

2 使用料・手数料等の設定に関する基本方針

以上の考え方などを踏まえ、市民の皆さんの理解と協力を得ながら進めることとします。

○原価算定方式によるコスト計算を行います。

○行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と税負担の割合を明確にします。

○減免制度の標準化、適正化を行います。

○市民負担の急激な増加を防ぐための方策を講じます。

○定期的な料金見直しを実施します。

施設の運営形態やサービスの内容が多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にすると共に、合理的な料金の設定を行うこととします。

3 使用料・手数料等の設定方針

以上の考え方などを踏まえ、市民の皆さんの理解と協力を得ながら進めることとします。

1) 使用料の算定方法

使用料の基準額は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

2) 原価の算定

受益者負担の適正化を図るためには、施設の貸出や管理にどれだけの経費がかかっているのかを把握し明らかにしなければなりません。

使用料を設定する際、原価に算入する経費には、施設の貸出・管理に関する経費（人件費、維持管理経費）及び施設の取得等に関する経費（用地取得費、建物建設費（減価償却費）、償還利子）が考えられます。

施設の取得等に関する経費を含んだフルコストを使用料の原価に算入するという考え方もありますが、本計画では、サービスを提供するために経常にかかる貸出・管理に関する経費のみを原価に算入することとし、以下の考え方により原価を算定することとします。

ア 施設の貸出・管理に関する経費

(ア) 人件費

施設の貸出・管理に直接従事する職員の人件費を、一般会計の全一般職員の基準年度を含む過去3年間の平均人件費から算出します。（貸出・管理以外の業務も務併せて行うような場合には、勤務全体に占める手待ち時間を含む貸出・管理に関する割合を節出し、人件費の計算において考慮することとします。）



スポーツを通じた地域振興の方針

5. 使用料のありかた

【算入対象項目】

職員給料、職員手当（扶養・地域・住居・管理職・通勤・期末勤勉）、負担金（共済組合負担金・災害補償基金負担金）

なお、一般職員だけではなく、公民館館長などの非常勤特別職や、臨時職員等が貸出・管理に携わっている場合については、該当する人数分の報酬等を人件費に算入することとします。

（イ）物件費等の経費

施設の貸出・管理にかかる経常的な物件費、補助費等、維持補修費などの経費の、基準年度を含む過去3年間の平均額を用いて算出します。

【算入対象項目】

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料、火災保険料等）、委託料（指定管理料含む）、使用料及び賃借料、その他施設の貸出・管理にかかる経費

イ 施設の取得等に関する経費について

市には、住民の福祉を増進するために施設の設置が求められており、特に幅広い市民が利用する施設については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができるものです。そこで、施設の取得等に関する経費（用地取得費・建物建設費（減価償却費）・償還利子）については、原則として利用者に負担を求めるのではなく、税金（市民全体）で負担すべきものと考え、使用料の原価には算入しないこととします。

ウ 原価の計算

（ア）貸室等（ホール・会議室など）の原価計算

1時間あたり原価 = 施設の貸出・管理に関する年間経費 ÷ 貸出対象総面積 + (年間利用可能時間 × 稼働率) × 利用(室)面積

※ 稼働率：基準年度を含む過去3年の実績を基に、想定される適正な稼働率を算定し算入します。

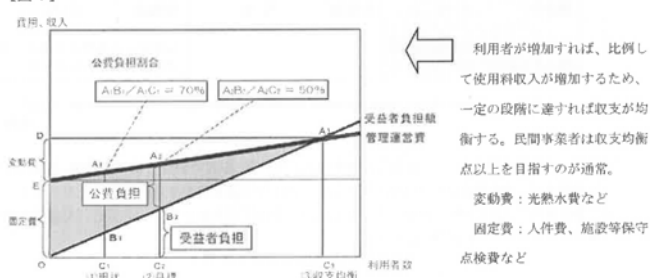
（イ）個人利用施設（健康増進センター・プールなど）の原価計算

1人あたり原価 = 施設の貸出・管理に関する年間経費 ÷ 年間施設利用者数

※ 年間施設利用者数：基準年度を含む過去3年の実績を基に、収支均衡についても考慮した上で、適正な目標数を算定し算入します。

※ 年間施設利用者数：基準年度を含む過去3年の実績を基に、収支均衡についても考慮した上で、適正な目標数を算定し算入します。（図1参照）

【図1】



3) 受益者負担率

使用料の設定に当たっては、その施設の行政コストを利用者が負担することが前提となりますが、その施設の性質に着目せずに一律同様に利用者に負担を求めることとすると、逆に公平性・公正性を損なう可能性があります。

現在、市が市民の皆さんのニーズに応え提供している施設は多岐にわたっています。その中には、道路・公園のように、日常生活に不可欠である上、民間での提供が難しいものや、スポーツ施設、コミュニティ施設のように、特定の市民が利用し、民間でも類似のサービスを提供している施設などさまざまなものがあります。

よって、施設の設置目的・その性質などから負担のあり方を考えることとし、「必需性」、「選択性」、「非市場性」、「市性場」の4つの視点から分類することにより、次のとおり受益者（利用者）と税（市民全体）との負担の割合を定めることとします。



スポーツを通じた地域振興の方針

5. 使用料のありかた

◆必需的（基礎的）施設

日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設

◆選択的施設

特定の市民に必要とされる施設

◇市場的施設

民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設

◇非市場的施設

民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

【図2】

非市場的 ↑ 選択的 ↓ 市場的	③ 受益者負担 50 % 税負担 50 % 選択性が高いが民間による提供が難しく公共性の高いもの	② 受益者負担 25 % 税負担 75 %	① 受益者負担 0 % 税負担 100 % 法令等により原則無料とされているもの
	⑥ 受益者負担 75 % 税負担 25 %	⑤ 受益者負担 50 % 税負担 50 %	④ 受益者負担 25 % 税負担 75 %
	⑨ 受益者負担 100 % 税負担 0 % 民間による提供が可能で必要性に個人差のあるもの	⑧ 受益者負担 75 % 税負担 25 %	⑦ 受益者負担 50 % 税負担 50 % 民間による提供も可能だが日常生活に欠かせないもの
	選択的 ←-----→ 必需的（基礎的）		

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。
※ 施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担率を「⑨」の区分（受益者負担：100%）として料金を設定します。

4) 減額・免除

ア 減額・免除制度の基本方針

市の施設では、高齢者・障害者などへの配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額・免除を幅広く認めており、施設の利用促進に一定の効果をあげています。しかしながら、受益者負担の公平性・公正性を確保するという観点から考えると、減額・免除については、政策的特例措置として適用を限定すべきといえます。

そこで、使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直すこととします。

○減額・免除制度の基本方針

◆受益者負担原則の徹底

減免は、特例的な措置であることを明確にし、本来の目的・必要性に即した限定的なものとしします。

◆基準の統一

公平性・公正性を確保するために、基準の統一を図ります。

ただし、統一基準によることが困難な施設については、負担の公平性と施設の設置目的、利用者との関係などを十分考慮して、施設ごとに設定することとします。

イ 減額・免除の基準

(ア) 全施設に共通の基準

公共・公益上の使用に限り、免除するものとします。

- a 市（行政委員会、市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき
- b 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で利用するとき

(イ) 各施設での個別適用基準

上記の共通の基準に加えて各施設において減額・免除の対象を定める場合は、上記の基本方針でも述べたとおり、「使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定する」という考え方を十分考慮して設定することとします。

また、市としての政策課題として「子育て環境の整備」「障害者の社会参加の促進」といったものが挙げられます。これらの政策への対応としては次のとおり取り扱うことを原則として、その上で、各施設の設置目的や性質を考慮し、減額・免除の設定を行うこととします。

- a 半数以上が市内在住の障害者で構成する団体が利用するとき【減額】
- b 半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体が利用するとき【減額】
- c 個人利用施設について、市内在住の障害者が利用するとき【減額】（介助者1名は【免除】）
- d 個人利用施設について、市内在住の中学生以下の者が利用するとき【減額】



スポーツを通じた地域振興の方針

5. 使用料のありかた

※中学生以下が個人で利用する場合や、65歳以上の高齢者が個人で利用する場合に対して、あらかじめ「子ども料金」や「高齢者料金」の設定を行うなど、施設の性質に応じた料金設定を行う場合があります。

(ウ) 減免率の設定

できる限りわかりやすく、簡素な料金設定とすることが望ましいことから、原則的に、免除（100%）、減額（50%）の2段階とします。

5) その他

ア 市民以外の者の利用について

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、原則として市民料金の5割増しの料金とします。

（団体での利用の場合は、団体の所在地をもって判断することとします。）

イ 営利目的の利用について

営利目的の場合の使用料については、原則として基本料金の10割増しの料金とします。

ウ 午前・午後・夜間等の料金設定について

施設の利用形態を考慮した上で、やむを得ないと認める場合を除き、原則として午前・午後・夜間等による料金区分を廃止し、全日を通しての平均した1時間当たりの単価を基準に料金を設定します。

エ 冷暖房加算について

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があることや、わかりやすく簡素な料金設定を行うという観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。

（冷暖房にかかる光熱水費については、原価に算入済みとなっています。）

オ 端数処理について

正確に使用料を算定すれば1円単位となりますが、複雑であり好ましいものではないことから、原則として10円単位となるよう端数処理を行うこととします。

カ 附帯設備・備品などの使用料について

民会館におけるピアノ等や公民館における陶芸窯のように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用が可能なもので、個別の使用によって減価償却されるものや新たな経費が発生するものについては、別に料金を定めます。

キ 指定管理者による利用料金制導入施設

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、基本方針に基づき、利用料の上限を設定することとします。

ク 設定料金の調整について

公民館など同一種類の施設間での均衡や、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

3 定期的な見直しと市としての努力

1) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料・手数料の見直しは、原則として4年ごとに実施します。

また、基本方針についても、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

2) 施設の充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

この基本方針では、人件費、維持管理費を行政コストとして捉え、使用料を算定することとしています。このことは、業務の見直しなどの経費節減を進めることが、結果として使用料・手数料を低減することとなります。また、稼働率を向上させることが、結果として施設における税金の投入を縮減することにつながります。

よって、市は、「効率的な施設運営及び事務の推進による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があることを認識し、PPP(官民連携手法)の導入などによるサービス向上、経費節減、そして更なる稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。

- 国が推進する方向性をより発展的に捉えた鴨川流コミッション阻止意図してスポーツ・カルチャーコミッションを設立し、スポーツと文化を一体的に推進します。
- 鴨川市のイメージアップ・ブランディングにより、将来的には移住・定住の促進を図ります

1. コミッション組織の設置

地域スポーツコミッションとは（スポーツ庁より）

スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組が全国で進められています。例えば、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組である「スポーツツーリズム」、域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」、国内外の大規模な「スポーツ大会の誘致」、プロチームや大学などの「スポーツ合宿・キャンプの誘致」などが、代表的な取組です。各地でこれらの取組を推進しているのが、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された「地域スポーツコミッション」です。スポーツを通じた地域振興の、まさに中心的存在として活動しています。

参考

- ▶ 地域スポーツコミッションの活動支援（スポーツ庁）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm

- ▶ 千葉県内のスポーツコミッション
木更津市

きさらづスポーツコミッション

銚子市

特定非営利活動法人 銚子スポーツコミュニティ

成田市

成田スポーツツーリズム推進会

先進事例（１）金沢文化カルチャーコミッションの取組み

テキスト

写真

写真

先進事例（２）オガール紫波取組み

テキスト

写真

写真



2. 鴨川流コミッション組織の提案、方向性

スポーツ・カルチャーコミッション

鴨川市では国の方向性も踏まえ、さらに先駆的に発展した取り組みを展開していくために、スポーツと文化を統合した、スポーツ・カルチャーコミッションを創設します。

スポーツの力・文化の力でまちづくり

スポーツ・カルチャーコミッションは、鴨川市の地域振興のキー・コンセプトである、スポーツの力・文化の力でまちづくりの推進指令塔として次の価値を提供します。

① 心身の活性化

スポーツや文化を通じた感動は人々の心身を活性化させる。まちづくりの原動力となる人々が活性化することで、地域振興や経済活動が活性化します。

② 健康増進

スポーツや文化の実践は健康増進につながり、我が国の課題である健康寿命を向上します。

③ ブランディング

スポーツや文化は、直接的な経済効果は計りにくいですが、付加価値を高め、地域のイメージを向上させる効果が高く、地域のブランディングに貢献します。

④ ALL鴨川

スポーツや文化には、思想・信条に関係なく幅広い人たちが参加できる包容力がある。地域一丸となった広がりのある活動展開が期待できます。

2. 鴨川流コミッション組織の提案、方向性

スポーツ・カルチャービジョン（本計画で実現を目指す方向性）

鴨川市のイメージアップ・ブランディングにより、移住・定住を促進する

本計画において鴨川流スポーツ・カルチャーコミッションでは、スポーツ・カルチャービジョンとして次の3点を当面の活動目標に設定します。

- ①スポーツ・カルチャーによる地域ビジネスモデル確立
 - ▶ スポーツ産業の確立 = スポーツの地位向上
 - ▶ 持続可能な仕組みづくり
- ②スポーツを文化にする
 - ▶ 日常化
- ③スポーツがまちづくりのHUBとなる
 - ▶ 他分野との連携

シェア・ビジョン（鴨川市全体で共有すべき方向性）

ウェルネスリゾート
= 心身の健康 = **元気鴨川**

鴨川観光プラットフォーム（鴨川市前原横渚海岸周辺の魅力づくり検討委員会）で提唱している鴨川市が目指すべき未来像である「ウェルネスリゾート」を全市的に共有し、本プロジェクトでも究極的なゴールとして設定します。

「ウェルネス」ということばは一般的にはわかりづらいので、例えば「元気」というわかりやすく、幅広い世代が「自分ごと」と思えるようなフレーズを使用します。

シェア・ミッション（ビジョンを実現するために大局的な行動目標）

“良質な日常”の提供
= Life+（人生に+αを提供する）

「ウェルネスリゾート」を実現するために掲げられているミッションが“良質な日常”の提供である。

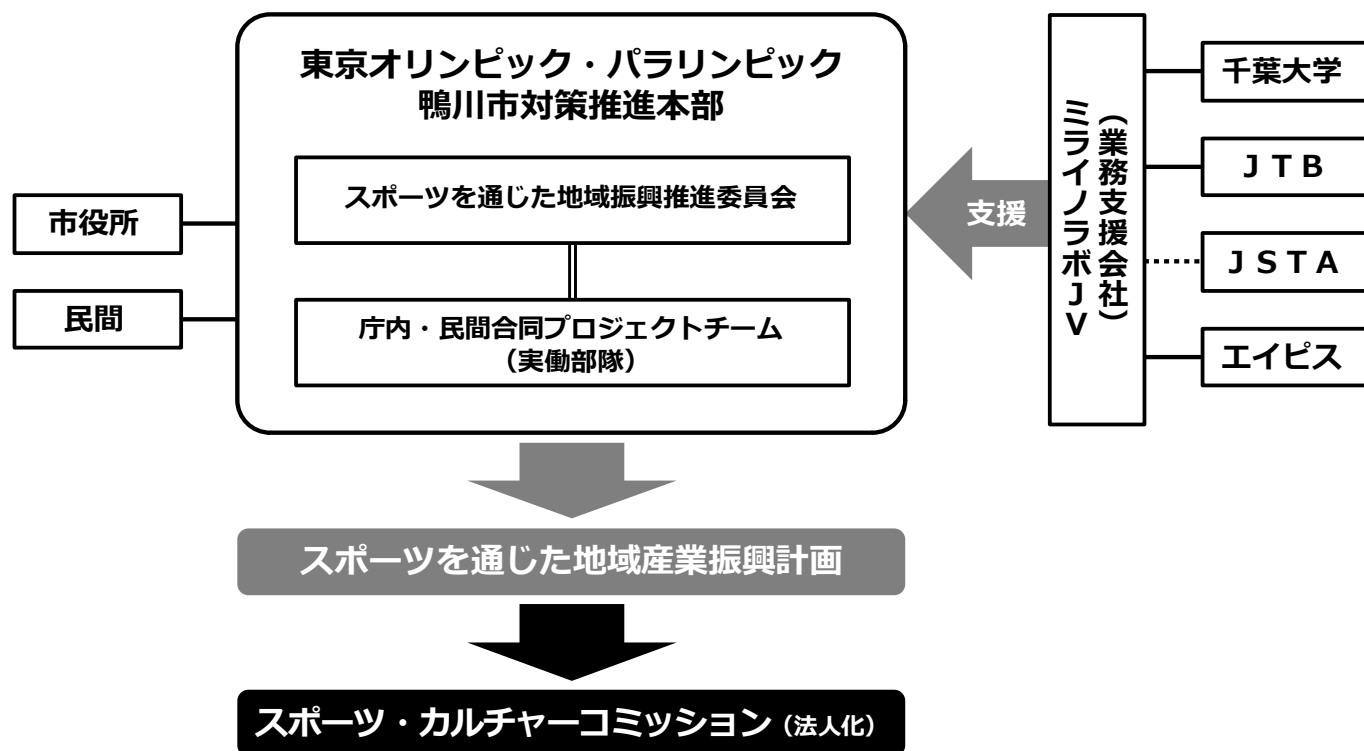
本プロジェクトでも“良質な日常”の提供を共有すべきミッションとするが、観光客にとってその動機は“非日常”を味わうことでもあり、“日常”という単語はミスリードを招くおそれもある。

そこで、“良質な日常”を表現する端的なフレーズとして「Life+」ということばを提唱する。

Lifeとは日々の生活であり、日常である。そこになにかを+αしたものが“良質の日常”であり、我々は既存の全ての物事に鴨川ならではの「プラス」を追求し、提供していくことをミッションとする。

D 推進体制

3. 鴨川流コミッション組織「スポーツ・カルチャーコミッション」の推進体制



本文

本文

4. 事業方針

スポーツのセグメンテーション

スポーツ分野での取り組み対称としては、重点種目は以下の通り7種目にセグメンテーションできる。

領域	種目	内容
歴史	野球	少年野球／千葉ロッテマリーンズ 等
	バスケットボール	ミニバス／千葉ジェッツ／車椅子バスケット 等
	武道	剣道等伝統的に強豪の部活動／国際武道大学／BUDOツーリズム 等
環境	アウトドアスポーツ（マリン）	マリン（サーフィン等）／ビーチ／釣り 等
	アウトドアスポーツ（フィールド）	サイクル／トレイルラン 等
前衛性	女子スポーツ	オルカ鴨川 F C／ロードレースチーム／女子ソフトボール 等
	ハンデキャップドスポーツ（パラリンピック関連）	車椅子バスケット／車椅子陸上／ブラインドサッカー 等 ＝シニアへの対応

5. 鴨川流コミッション組織の3大事業部門+2部門

3 大事業部門

① キャンプ・イベント誘致・運営事業

対象：プロ・アマチュアスポーツチーム、スポーツ団体、学校

- スポーツコミッションの柱となる事業
- スポーツ・文化合宿や大会などの誘致・運営
- 指定管理事業と連携した市所有の施設の有効活用・一定の収益の確保
- 地域の宿泊施設、商工業者などとの連携 ▶ **地域の経済活性化**

② ジョイントベンチャー型指定管理事業

対象：プロ・アマスポーツチーム、スポーツ団体、学校、企業、市民（一般利用）

- 市所有の総合運動施設、廃校などの遊休施設の管理・運営の指定管理受託
- **ジョイントベンチャー型**の事業推進
 - ▶ 事業体への**スポーツ関連企業の参画** = 専門的知見やノウハウの活用
- 当面、コミッションの主要な収益源

③ スポーツカルチャー創造事業（Sports+開発）

対象：企業、スポーツツーリスト、市民

- 「スポーツを文化に」「スポーツをまちづくりのHUBに」未来像を目指す。
 - スポーツの定義の拡大 ▶ 一般市民レベルにおける、**スポーツの日常化**
 - 前衛性のあるスポーツ分野への積極的な取り組み ▶ 強烈な**メッカ**づくり
 - フィルムコミッション、ロケツーリズムの検討
 - ▶ **心身の健康、健康寿命の向上を実現するウェルネスリゾート**
 - ▶ **スポーツ（sport）のもつ「楽しさ」を活かした地域課題の解決**
- 例：草刈りなど一次産業へのスポーツ要素（競技性・娯楽性）のアドオン

2 部門

④ 地域メディア事業

⑤ 事務局代行事業



推進体制

4. 総合運動施設運営の指定管理のあり方、方向性

5. 収益を上げる適正料金とは

アクションプラン

1. 目標値の提示

2. 必要経費

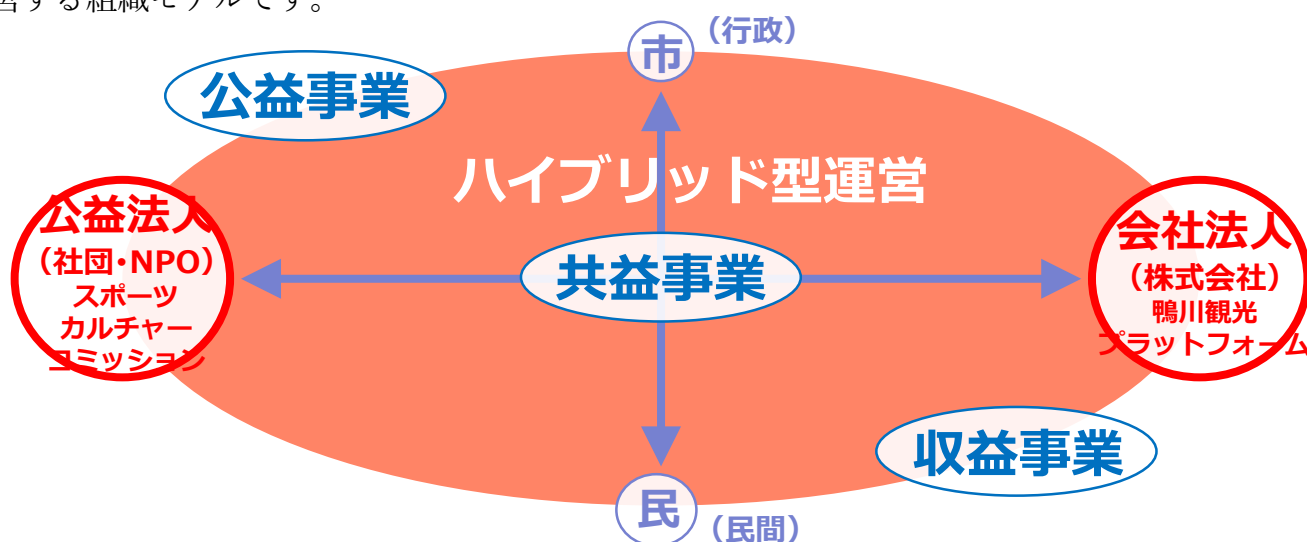
E アクションプラン

3. 運営体制

鴨川式ハイブリッド型運営体制

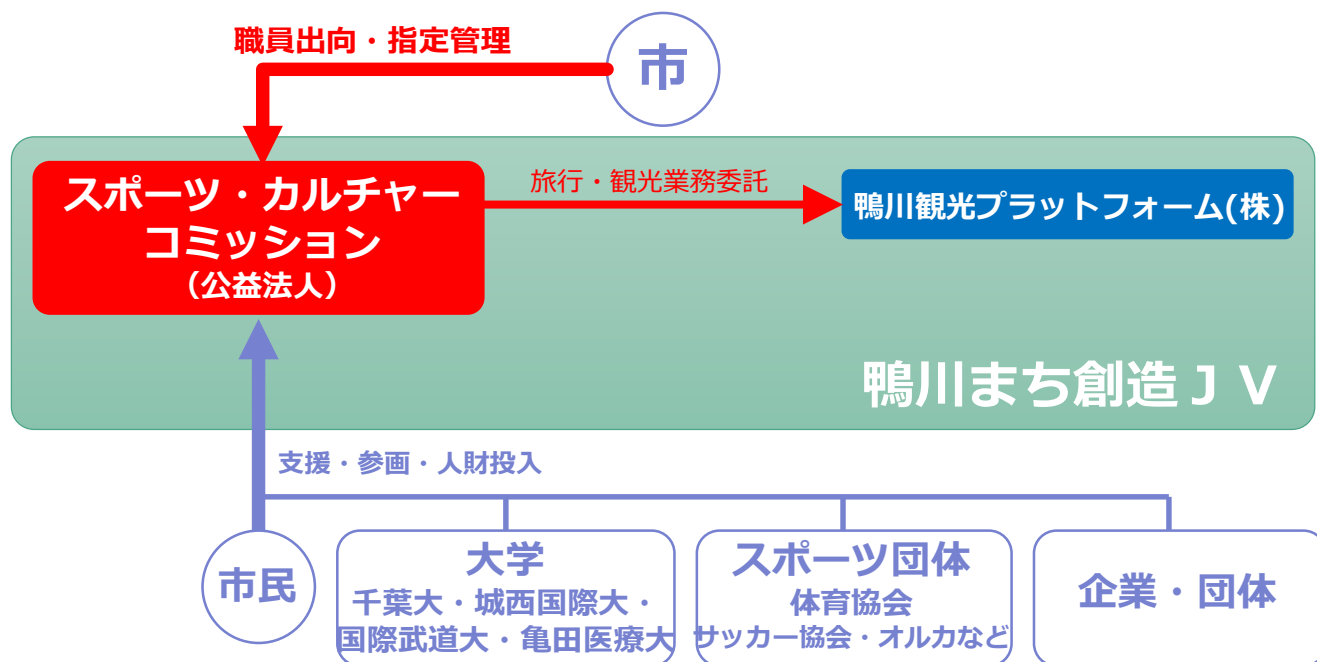
ハイブリッド型運営体制とは、2つ（複数）の法人による、それぞれの特徴を活かして収益事業・公益事業をバランス良く運営する組織モデルです。

Jリーグなどをはじめとする多くの地域スポーツクラブで採用されています。



平成32年度以降 = 公 : 民 = 3 : 7 目標 ⇒ 自走

プラットフォームとJV (ハイブリッド型運営)



4. ロードマップ

平成30年度 スポーツカルチャーコミッションの創設に向けた準備作業

- ① 現状調査・分析
- ② ビジョン・ミッションの設定
- ③ 具体的な事業の計画
- ④ モニタリング（イベント、ツアー、キャンプ、スポーツ商品のモニター販売・実施など）
- ⑤ 先進地視察（オガール紫波を予定）：平成30年11～平成31年1月頃
- ⑥ シンポジウムの実施（地域理解の醸成）：平成30年12月頃
- ⑦ ①～⑥の取り組みを踏まえた地域振興計画の策定 ▶ 組織の設立（法人化）

平成31年度 スポーツカルチャーコミッション創設・事業開始

- ① 組織設立・事業開始：平成31年3～4月
- ② キャンプ・イベント誘致事業の展開（2020年東京五輪を目的）
- ③ 指定管理に向けた準備
- ④ スポーツカルチャー創造事業のモニタリング

平成32年度 スポーツカルチャーコミッションの本格事業開始

- ① キャンプ・イベント運営（2020年東京五輪）
- ② 指定管理受託・業務開始 ▶ 一定の収益確保
- ③ スポーツカルチャー創造事業の実施
- ④ 自走に向け、自己収益性の向上

5. 運営にあたって大切にすること

① “メガ”ではなく“コツコツ”

○ 土日休日・繁忙期に開催する“メガイベント”

- ▶ 観光・サービス事業者が動けない。サービス低下のおそれもある。
- ▶ 経済的・人的コストの地域の持ち出しも多い。

② 平日・閑散期のスポーツ・カルチャーツーリズム商品開発

○ スポーツ施設、観光・サービス業 = 平日や閑散期の集客がほしい

○ 平日・閑散期に“程良い”集客を実現する仕組み = 本市（地域）の課題

- ▶ 地域の持ち出し、人的負担が少ない。
- ▶ 地域も質の良いサービスが提供できる、適正数の来訪者・参加者の集客
- ▶ リピーター・ファン獲得の期待



平日・閑散期の“コツコツ”型の持続可能な仕組み

資料編

推進員会等 名簿

スポーツを通じた地域振興推進委員会委員名簿

No.	団体名	役職	氏名
1	鴨川市体育協会	会長	花山 藤太郎
2	鴨川市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	山下 洋介
3	オルカ鴨川 F C	代表	亀田 秀次
4	南房総サイクルツーリズム協会	会長	高橋 松吉
5	一般社団法人 鴨川市観光協会	会長	鈴木 健史
6	鴨川市商工会	会長	島田 誠一
7	鴨川観光プラットフォーム株式会社	事業推進統括	安田 景憲
8	鴨川サーフィンクラブ	会長	川井 幹雄
9	学校法人 城西国際大学観光学部	教授	渡辺 淳一
10	学校法人 国際武道大学	教授	清水 宣雄
11	学校法人鉄蕉館 亀田医療大学	事務局長	江羅 茂
12	一般社団法人 鴨川青年会議所	理事長	金杉 司
13	鴨川ライオンズクラブ	会長	栗本 昭
14	鴨川ロータリークラブ	会長	小高 由加里
15	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	スポーツ医学科部長	大内 洋
16	市民		森谷 宝子
17	市民		佐藤 翔太
18	市民		里見 美佳

専門部会名簿

1	一般社団法人 鴨川市観光協会	会長	鈴木 健史
2	国際武道大学	教授	清水 宣雄
3	鴨川観光プラットフォーム株式会社	事業推進統括	安田 景憲
4	オルカ鴨川 F C	G M	北本 綾子
5	鴨川サーフィンクラブ	プロサーファー	小川 直久
6	南房総サイクルツーリズム協会	事務局長	瀬戸川 賢二

スポーツを通じた地域振興庁内プロジェクトチーム会議

	職 名	氏 名	備 考
1	建設経済部農林水産課	西宮 孝一郎	
2	建設経済部商工観光課	高梨 泰里	
3	総務部総務課	市川 一郎	
4	経営企画部企画政策課	森 和之	
5	建設経済部スポーツ振興課 課長	鈴木 克己	
6	建設経済部スポーツ振興課 事業推進担当	岡野 大和	
事務局 建設経済部長筆頭にスポーツ振興課 担当：鈴木圭一郎			

地域スポーツコミッション推進組織2018年10月現在（スポーツ庁まとめ）

以下の4要件に合致した活動を行っている組織を、地域スポーツコミッション推進組織として集約。

「要件1」常設の組織であり、年間を通じて活動を行っている。（時限の組織を除く）

「要件2」スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会や宿泊・キャンプの誘致など、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化を主要な活動の一つとしている。

「要件3」地方自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり組織を形成、または協働して活動を行っている。

「要件4」特定の大会・イベントの開催及びその付帯事業に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を行っている。

※構成員の常勤・兼務は問わない。※上記の要件を備えていれば必ずしも、組織名称は問わない。

都道府県	活動エリア	組織名称
北海道	1 北海道	北海道オリパラの会
	2 北海道	一般社団法人 北海道ゴルフ観光協会
	3 旭川市	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会
	4 上富良野町	十勝岳スポーツコミッション
	5 釧路市	特定非営利活動法人 東北海道スポーツコミッション
	6 札幌市	さっぽろグローバルスポーツコミッション
	7 士別市	合宿の里士別推進協議会
	8 名寄市	なよろスポーツ合宿誘致推進協議会
	9 稚内市	稚内市スポーツ合宿誘致推進協議会
	10 苫小牧市	苫小牧市大会等誘致推進協議会
	11 帯広市	帯広市スポーツ合宿・大会誘致推進実行委員会
	12 釧路町	釧路町スポーツでまちを元気に推進委員会
岩手県	13 岩手県	いわてスポーツコミッション
	14 北上市	スポーツリンク北上
	15 花巻市	はなまきスポーツコンベンションビューロー
	16 盛岡広域	盛岡広域スポーツコミッション（※1） 盛岡広域市町である盛岡市、滝沢市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町が参画
宮城県	17 仙台市＋7市町	スポーツコミッションせんだい（※2） 宮城県＋仙台市＋7市町が参画（名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷市）
秋田県	18 由利本荘市	由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッション
山形県	19 天童市	ホームタウンTENDO推進協議会
福島県	20 相馬市	相馬スポーツツーリズム推進協議会
	21 南会津町	伊南スポーツツーリズム実行委員会
	22 いわき市	スポーツによる人・まちづくり推進協議会
栃木県	23 いわき市	いわき市スポーツコミッション
	24 那須町	那須高原オールスポーツアソシエーション NASA
	25 日光市	日光市ゴルフ活性化推進協議会
	26 矢板市	矢板スポーツコミッション
群馬県	27 前橋市	前橋スポーツコミッション
埼玉県	28 さいたま市	さいたまスポーツコミッション
千葉県	29 木更津市	きさらぎスポーツコミッション
	30 芝山町	特定非営利活動法人 成田臨空スポーツ文化推進ネットワーク
	31 銚子市	特定非営利活動法人 銚子スポーツコミュニティ
	32 成田市	一般社団法人 成田スポーツコミッション
東京都	33 大田区	一般社団法人 おおたスポーツコミッション
新潟県	34 新潟市	新潟市文化・スポーツコミッション
	35 十日町市	十日町市スポーツコミッション
	36 佐渡市	一般財団法人 佐渡市スポーツ協会
	37 南砺市	利賀地域ふるさと推進協議会
富山県	38 金沢市	金沢文化スポーツコミッション
石川県	39 長野県	長野県スポーツコミッション
長野県	40 上田市	一般社団法人 菅平高原観光協会
	41 軽井沢町	特定非営利活動法人 スポーツコミュニティ 軽井沢クラブ
	42 茅野市	白樺湖活性化協議会
	43 長野市	長野市文化スポーツ振興部スポーツ課スポーツコミッション推進室
	44 松本市	一般社団法人 松本観光コンベンション協会
	45 岐阜県	清流の国ぎふスポーツコミッション事務局
岐阜県	46 高山市	飛騨御嶽高原ナショナル高地トレーニングエリア推進協議会
	47 静岡県東部	東部地域スポーツ産業振興協議会
静岡県	48 静岡県中部	中部地域スポーツ産業振興協議会
	49 静岡県西部	西部地域スポーツ産業振興協議会
	50 掛川市	特定非営利活動法人 掛川市体育協会
	51 御殿場市	特定非営利活動法人 ふじさんスポーツコミッション協会
	52 富士地区	一般社団法人 富士山観光交流ビューロー
	53 三島市	三島市スポーツ・文化コミッション
	54 御前崎市	御前崎スポーツ振興プロジェクト

都道府県	活動エリア	組織名称
愛知県	55 愛知県	あいちスポーツコミッション
	56 安城市	ホームチームサポーター事業実行委員会
	57 刈谷市	刈谷市国際スポーツ大会等誘致推進委員会
	58 犬山市	いぬやまスポーツコミッション
三重県	59 三重県	みえゴルフツーリズム推進協会
	60 いなべ市	いなべ市サイクルツーリズム実行委員会
	61 熊野市	熊野マリンスポーツ推進委員会
	62 志摩市	一般社団法人 志摩スポーツコミッション
関西広域	63 関西2府4県	スポーツコミッション関西（※3） 事業所は堺市の関西大学人間科学部キャンパス内。構成メンバーは大学＋民間企業が中心
滋賀県	64 高島市	高島くつきトレイルランレース実行委員会
京都府	65 京丹波町	京丹波町ホストタウン推進協議会
大阪府	66 大阪市	舞洲スポーツ振興事業推進協議会
兵庫県	67 香美町	香美町ウォーキングネットワーク会議
	68 姫路市	ひめじスポーツコミッション
和歌山県	69 高野町	高野山・龍神温泉ウルトラマラソン実行委員会
	70 南紀広域	南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会（※4） 事務局を和歌山県が担い、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町、串本町が参画
鳥取県	71 鳥取県	鳥取県アウトドアスポーツ協議会
島根県	72 出雲市	特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21
岡山県	73 美作市＋8市町村	美作国スポーツコミッション（※5） 美作市＋周辺8市町村（真庭市・新庄村・鏡野町・勝央町・奈義町・西栗倉村・久米南町・美咲町）と連携 各市町村の施設共用が当初目的。国内一般層を、9市町村へ誘致することが主目的
	74 美作市	スポーツキャンプ誘致岡山美作実行委員会（※6） 国内チーム及び海外ナショナルチームを美作市への誘致が主目的 美作サッカー・ラグビー場は県所有なので、県や県内競技団体も構成メンバーになっている
	75 玉野市	渋川ビーチスポーツキャンプ誘致実行委員会
	76 岡山市、倉敷市	おかやまスポーツプロモーション機構
	77 北広島町	一般財団法人 どんぐり財団
	78 しまなみ海道沿い	しまなみ海道自転車道利用促進協議会（※7） しまなみ海道に關係する2県2市（広島県・愛媛県・尾道市・今治市）で構成
山口県	79 下関市	観光交流部スポーツ振興課スポーツコミッション推進係
徳島県	80 宇部市	宇部市スポーツコミッション
	81 徳島県	国際スポーツ大会県内準備委員会
	82 徳島県	自転車利用促進協議会
九州広域	83 九州7県	九州スポーツツーリズム推進協議会
福岡県	84 北九州市	北九州市大規模国際大会等誘致委員会
佐賀県	85 佐賀県	佐賀県スポーツコミッション
長崎県	86 長崎県	長崎県スポーツコミッション（※8） 2017年7月現在、93団体が参画、県内21市町全てが参画
熊本県	87 南関町	南関町スポーツコミッション
	88 上天草市	スポーツの里づくり推進協議会
宮崎県	89 宮崎県	スポーツランド宮崎推進協議会
	90 えびの市	えびの市スポーツ観光推進協議会
	91 小林市	小林市合宿誘致推進協議会
鹿児島県	92 鹿屋市	かのやスポーツコミッション
	93 さつま町	コンベンションタウンさつま推進協議会
	94 薩摩川内市	薩摩川内スポーツコミッション
	95 霧島市	霧島市スポーツ団体誘致歓迎実行委員会
	96 奄美大島	奄美スポーツアイランド協会（1市1町2村）
	97 沖縄県	スポーツコミッション沖縄

鴨川市総合運動施設使用料

文化体育館

利用区分				時間区分	午前	午後	夜間	全日	1 時間	
					午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	昼間	夜間
主体育室(アリーナ部分)	レクリエーション・アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	円 6,000	円 8,000	円 9,000	円 23,000	円 2,000	円 3,000	
			一般	12,000	16,000	18,000	46,000	4,000	6,000	
		入場料を徴収する場合		30,000	40,000	45,000	115,000	10,000	15,000	
	プロスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		24,000	32,000	36,000	92,000	8,000	12,000	
		入場料を徴収する場合		120,000	160,000	180,000	460,000	40,000	60,000	
	集会・その他の催し物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的としない場合	12,000	16,000	18,000	46,000	4,000	6,000	
			営利又は宣伝を目的とする場合	60,000	80,000	90,000	230,000	20,000	30,000	
		入場料を徴収する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	30,000	40,000	45,000	115,000	10,000	15,000	
			営利又は宣伝を目的とする場合	120,000	160,000	180,000	460,000	40,000	60,000	
	トレーニングルーム兼会議室			営利又は宣伝を目的としない場合	1,500	2,000	2,250	5,750	500	750
営利又は宣伝を目的とする場合				7,500	10,000	11,250	28,750	2,500	3,750	
設備利用	電動いす利用の場合(営利又は宣伝を目的とする場合に限り)			1 回利用(1 日)につき50,000円						
	おりたたみいす利用の場合(営利又は宣伝を目的とする場合に限り)			1 回利用(1 日)につき 1 脚50円						
	長机(営利又は宣伝を目的とする場合に限り)			1 回利用(1 日)につき 1 脚100円						
	移動ステージ用台(営利又は宣伝を目的とする場合に限り)			1 回利用(1 日)につき 1 台200円						
	冷暖房利用の場合			主体育室(アリーナ部分)			1 時間につき10,000円			
				トレーニングルーム兼会議室			1 時間につき1,000円			
	放送施設			1 式(1 日)につき2,000円						
	シャワー施設			1 人 1 回利用につき50円						
	ロッカー			1 台100円						

備考

- (1) 本市に住所を有しない者(市内の事業所又は事務所に勤務する者を除く。以下「市外利用者」という。)が利用するときの使用料は、利用区分、時間区分に応じて本表に規定する使用料に 5 割に相当する額を加算した額とする。(主体育室及びトレーニングルーム兼会議室の利用に限る。)
- (2) 本表の利用の形態によらず、時間区分の途中における利用の開始及び利用の終了による場合の使用料は、利用区分に応じた 1 時間当たりの単価に利用時間を乗じた額とする。(市外利用者は、前号に定める額を加算した額。以下第 3 号から第 5 号までにおいて同じ。)
- (3) 開場時間(午前 9 時から午後 9 時まで。)を超過し、又は繰り上げて利用するときの利用時間は、1 時間単位とし、繰り上げて利用するときに限り、使用料に 5 割を加算した額とする。
- (4) 主体育室の利用に限り 2 分の 1 以内の利用を許可するものとし、当該利用区分、時間区分に応じた使用料の 2 分の 1 の額とする。
- (5) 主体育室を利用するに際し、準備、リハーサル等の利用については、当該利用区分、時間区分に応じた使用料の 2 分の 1 の額とする。
- (6) 体育館の電源を利用する機械、器具を持ち込んで利用する場合は、当該機器の電力消費量 100 ワット当たり午前、午後、夜間の利用単位ごとに 10 円、全日の利用については、30 円を徴収する。

鴨川市総合運動施設使用料

野球場

時間区分		午前	午後	全日	1 回利用
		午前 8 時30分から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時30分から午後 5 時まで	2 時間
入場料を徴収しない場合	高校生以下のチーム	円 2,000	円 2,000	円 4,000	円 1,000
	一般野球チーム	4,000	4,000	8,000	2,000
	職業野球チーム	8,000	8,000	16,000	4,000
入場料を徴収する場合	高校生以下のチーム	10,000	10,000	20,000	5,000
	一般野球チーム	20,000	20,000	40,000	10,000
	職業野球チーム	40,000	40,000	80,000	20,000
会議室	1 室	1,000	1,000	2,000	500
役員室	1 室	1,200	1,200	2,400	600
得点表示盤	1 式	1,200	1,200	2,400	600
放送施設	1 式	1 回につき2,000円			
シャワー	1 人	1 回利用につき50円			

- 備考
- (1) 本市に住所を有しない者(市内の事業所又は事務所に勤務する者を除く。)が利用するときの使用料(会議室等の附属施設を除く。)は利用区分、時間区分に応じて、本表に規定する使用料に 5 割に相当する額を加算した額とする。(以下ソフトボール場、投手練習場及び多目的広場を利用する場合において同じ。)
- (2) 開場時間(午前 8 時30分から午後 5 時まで)を超過し、又は繰り上げて利用するときの利用時間は、1 時間単位とし、その使用料は、本表に規定する 1 回利用の使用料(前号に該当する場合は、前号に定める額を加算した額)に 5 割に相当する額を加算した額の 2 分の 1 とする。(以下ソフトボール場、投手練習場及び多目的広場を利用する場合において同じ)

ソフトボール場

時間区分		午前	午後	全日	1 回利用
		午前 8 時30分から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時30分から午後 5 時まで	2 時間
高校生以下のチーム		円 1,000	円 1,000	円 2,000	円 500
一般野球チーム		2,000	2,000	4,000	1,000
職業野球チーム		4,000	4,000	8,000	2,000

投球練習場

時間区分		午前	午後	全日	1 回利用
		午前 8 時30分から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時30分から午後 5 時まで	2 時間
高校生以下のチーム		円 500	円 500	円 1,000	円 250
一般野球チーム		1,000	1,000	2,000	500
職業野球チーム		2,000	2,000	4,000	1,000

多目的広場

利用区分	利用面積 時間区分	500m ²		
		午前	午後	全日
		8 時30分から午後 0 時30分まで	1 時から 5 時まで	午前 8 時30分から午後 5 時まで
営利を目的としない催物及び行事に利用する場合		円 500	円 500	円 1,000
営利を目的とする催物及び行事に利用する場合		2,500	2,500	5,000

鴨川市総合運動施設使用料

仮設売店

利用区分	使用料	期限
自動販売機 1 台	1 m ² 1 月 600円	1 年
敷地内において仮設の売店により物品の販売をする場合	1 m ² 1 日 100	1 日
敷地内において販売員により移動して物品の販売をする場合	1 人 1 日 500	1 日

備考 光熱水費は、実費とし使用料に加算する。

陸上競技場

利用区分		時間区分	午前	午後	全日	1 回利用
			午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	2 時間
入場料を徴収しない	一般		8,000円	8,000円	16,000円	4,000円
	高校生		4,000円	4,000円	8,000円	2,000円
	小中学生		2,000円	2,000円	4,000円	1,000円
	アマチュア以外		16,000円	16,000円	32,000円	8,000円
入場料を徴収する場合	一般		24,000円	24,000円	48,000円	12,000円
	高校生		12,000円	12,000円	24,000円	6,000円
	小中学生		6,000円	6,000円	12,000円	3,000円
	アマチュア以外		80,000円	80,000円	160,000円	40,000円
個人利用	一般		1 人 2 時間以内 300円			
	高校生		" 200円			
	小中学生		" 無料			
附属施設	会議室	1 室	1,000円	1,000円	2,000円	500円
	放送施設	1 式	1 回につき 2,000円			
	シャワー	1 人	1 回利用につき 100円			
	冷暖房	1 台	1 時間につき 1,000円			

備考
(1) 本市に住所を有しない者(市内の事業所又は事務所に勤務する者を除く。)が利用するときの使用料(附属施設を除く。)は、利用区分、時間区分に応じて本表に規定する使用料に 5 割に相当する額を加算した額とする。
(2) 上記の表中、小中学生の個人利用で本市に在学又は住所を有しない者の使用料は、150円とする。
(3) 開場時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)を経過し、又は繰り上げて利用するときの利用時間は、1 時間単位とし、その使用料は、本表に規定する 1 回利用の使用料(第 1 号に該当する場合は、前号に定める額を加算した額)に 5 割に相当する額を加算した額の 2 分の 1 とする。

サッカー場

利用区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日	1 時間	
		午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで	昼間	夜間
一般		円 8,000	円 8,000	円 9,000	円 25,000	円 2,000	円 3,000
高校生以下		4,000	4,000	4,500	12,500	1,000	1,500
アマチュア以外		16,000	16,000	18,000	50,000	4,000	6,000
照明		1 時間につき 1,000円					

備考
(1) 市外利用者が利用するときの使用料(照明の使用料を除く。)は、利用区分及び時間区分に応じた使用料に 5 割に相当する額を加算した額とする。
(2) 開場時間(午前 8 時 30 分から午後 9 時まで)を経過し、又は繰り上げて利用するときの使用料(照明の使用料を除く。)は、利用区分に応じた 1 時間当たりの使用料に 5 割に相当する額を加算した額とする。
(3) 2 分の 1 以内の部分を利用するときの使用料は、利用区分及び時間区分に応じた使用料の 2 分の 1 の額とする。

鴨川からはじまる新たなスポーツライフスタイル

スポーツによるまちづくりセミナー 2018

みんなで応援しよう！
フライングサッカー女子
日本代表キャンプ開催中！
見学OK！

参加費無料
定員 200名
申込不要

日時 2018年12月15日(土)
14:00～16:00
(13:30より受付開始)

会場 鴨川市文化体育館
2階会議室
鴨川市総合運動施設内 千葉県鴨川市太尾 866-1

アクセス 駐車場有 500台収容
タクシー「安房鴨川駅」より 約5分

MAP

スポーツには人とまちを元気にする力がある！
少子高齢化の進む鴨川市では地方創生の取組が行われていますが、新しいまちづくりにおいて、いま「スポーツ」が注目されてきています。私たちはスポーツには人とまちを元気にし、経済をも活性化し、まちをつくっていく力があると信じています。スポーツでどうやって鴨川市のまちづくりができるのか。世の中のトレンド、全国で行われている事例をヒントにしながら、市民みんなで考えるシンポジウムを開催します。

プログラム

〈第1部〉基調講演：「スポーツによるまちづくり」
原田 宗彦 氏
一般社団法人 日本スポーツツーリズム推進機構 (JSTA) 代表理事
早稲田大学スポーツ科学学術院 教授

〈第2部〉シンポジウム
先進事例発表①：平 八郎 氏
金沢文化スポーツコミッション 代表
先進事例発表②：小崎 陽一郎 氏
NPO法人スポーツコミュニティ軽井沢クラブ 専務理事
取組状況発表：岡野 大和 氏
鴨川市スポーツ振興課コーディネーター
クロストーク：コーディネーター 原田 宗彦 氏

質疑応答

主催：鴨川市・鴨川市スポーツを通じた地域振興推進委員会
協力：一般社団法人 日本スポーツツーリズム推進機構 (JSTA)

○講師略歴

〈第1部〉基調講演「スポーツによるまちづくり」



原田 宗彦 氏

1954年 大阪府生まれ。
ペンシルバニア州立大学健康・体育・レクリエーション学部博士課程修了 (Ph.D.)。
一般社団法人 日本スポーツツーリズム推進機構代表理事、日本スポーツマネジメント学会会長、Jリーグ理事を務める。
2008年大阪五輪招致では招致委員会委員。
2016年東京五輪招致ではJOCオリンピック招致推進プロジェクトに所属する。
現在は、観光庁「スノーリゾート地域の活性化推進会議」議長、スポーツ庁「スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会」座長を務める。

〈第2部〉シンポジウム パネリスト



平 八郎 氏

1959年 東京都生まれ。
1983年 慶應義塾大学文学部卒。在学中は体育会サッカー部に所属。日本国土開発を経て、全日空エンタプライズ株式会社入社 (現在IHG・ANAホテルズグループジャパン)。
北海道・沖縄・広島・福岡・仙台・金沢のリージョナル総支配人を歴任し、2018年7月金沢文化スポーツコミッション代表に就任。
仕事とプライベートの両面で築いた経験や人脈をもとに、金沢が持つ歴史と文化にスポーツを融合させた「まちづくり」を目指している。



小崎 陽一郎 氏

1964年 埼玉県生まれ。
1987年、日本大学経済学部卒。同年より証券会社勤務。個人営業・ベンチャーキャピタル業務などを歴任。
2005年よりNPO法人スポーツコミュニティ軽井沢クラブに専務理事として勤務。



岡野 大和 氏

1976年 千葉県生まれ。
天津神明宮神職。800年以上に渡って続く神職家の長男として生まれる。
1998年に千葉大学在学中に合資会社いなかっぺを学生起業。
2008年からは地元鴨川のポータルサイト「かもがわナビ」の開設・運営、地域情報誌「KamoZine」の編集に携わり、2014年に創設された女子サッカークラブ「オルカ鴨川FC」のスタッフも2017年まで務め、スポーツ・文化活動に関わる。
現在は、スポーツ文化を柱とする新しいまちづくり構想を掲げ、鴨川市スポーツ振興課コーディネーターとして活動している。

お問い合わせ先

鴨川市スポーツ振興課 TEL: 04 - 7093 - 5111

写真

写真

写真

写真

個人向けアンケート調査質問票

鴨川スポーツカルチャーコミッション

鴨川スポーツカルチャーコミッションアンケートページ

鴨川市でのスポーツに関するアンケート調査（一般向け）

鴨川市では、「スポーツを通じた地域の振興・産業振興」として、市の保有する運動施設、スポーツに資した環境、宿泊施設や医療施設を地域資源として活用したスポーツを通じた鴨川市の魅力向上と新たな交流促進・産業創出に取り組んでいます。その一環として、鴨川市におけるスポーツに関する認知度や市への求託ニーズに対するニーズ調査を実施いたします。

＜実施期間＞2018年11月15日～12月31日＞

【あなたについて教えてください】

（問1）性別を教えてください。

☐ 男性 ☐ 女性 ☐ その他

（問2）年齢を教えてください。

☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

（問3）職業を教えてください。

☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 自営業 ☐ 会社役員 ☐ 専業主婦（夫） ☐ その他
☐ パート・アルバイト ☐ 無職

（問4）現在の居住地を教えてください。

北海道・

【鴨川市の来訪について教えてください】

（問5）鴨川市への来訪回数を教えてください。

☐ 1回 ☐ 1～5回未満 ☐ 5～10回未満 ☐ 10回以上

（問6）鴨川市への主たる目的について教えてください。

☐ 観光、進学 ☐ 観光以外で出張など仕事関係 ☐ 親族、友人等にかかるため
☐ 門下の買い物や食事 ☐ 近郊や散歩など目的の施設 ☐ 知人関係への外食など無往関係
☐ まつりなど観光イベントへの参加・見物 ☐ スポーツ大会への参加・見物
☐ 公園、緑地への来訪 ☐ 食事や食べ歩き
その他

（問7）鴨川市で訪問した場所を出来るだけ詳しく教えてください。

（問8）鴨川までの交通手段を教えてください。

☐ 自家用車 ☐ 電車 ☐ 高速バス
その他

（問9）鴨川市を訪れる際に使うお金はどの程度ですか。

☐ 5,000円未満 ☐ 5,000円～10,000円未満 ☐ 10,000円～30,000円未満
☐ 30,000円～50,000円未満 ☐ 50,000円以上

【スポーツに対する意識を教えてください】

（問10）日頃行っているスポーツを教えてください。

☐ 陸上 ☐ マラソン ☐ 水泳 ☐ 野球 ☐ ソフトボール ☐ サッカー ☐ バレーボール
☐ バスケットボール ☐ テニス ☐ 卓球 ☐ バドミントン ☐ ゴルフ ☐ ボウリング
☐ ウォーキング ☐ ヨガ ☐ ゲートボール ☐ グラウンドゴルフ ☐ スキー・スノーボード
☐ サイクリング ☐ ジョギング ☐ その他 ☐ ダンス
その他

（問11）鴨川市で行いたいスポーツを教えてください。

（問12）今後取り組みたいスポーツを教えてください。

【鴨川市のスポーツ施設に関して教えてください】

（問13）鴨川市のスポーツ施設を利用したことがありますか。

☐ はい ☐ いいえ

（問14）はいと答えた方に質問です。鴨川市内のスポーツ施設の利用頻度を教えてください。

1. 総合運動施設
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
2. 体育センター
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
3. 高運動広場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回

2. 体育センター
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
3. 高運動広場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
4. 大川運動広場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
5. 大川運動広場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
6. 大山運動広場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
7. 小津スポーツ場
☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回
8. その他

場所：

☐ 利用しない ☐ 週3回以上 ☐ 月数回 ☐ 年数回

（問15）鴨川市のスポーツ施設を合宿で利用したことがありますか。

☐ はい ☐ いいえ

（問16）はいと答えた方に質問です。合宿ではどの施設を利用しましたか。

☐ 陸上競技場 ☐ 野球場 ☐ ソフトボール場 ☐ サッカー場 ☐ 文化体育館
☐ 鴨川青年の家 ☐ 鴨田医療大学 ☐ 一戦場体育館 ☐ テニスコート ☐ 内浦山県民の森
その他

（問17）合宿の経費を教えてください。

☐ 野球 ☐ ソフトボール ☐ サッカー ☐ テニス ☐ ソフトテニス ☐ ゴルフ
☐ フットサル ☐ 水泳 ☐ 剣道 ☐ 柔道 ☐ バドミントン ☐ バレーボール
☐ バスケットボール ☐ ダンス
その他

（問18）合宿は何名で来られましたか。

名

（問19）合宿は何日開催されましたか。

日間

（問20）今後鴨川市でどのようなスポーツ合宿を行いたいですか。（自由記述）

【鴨川市のスポーツ施設に対するニーズについて教えてください】

（問21）鴨川市のスポーツ施設に対する意見がありましたら教えてください。

（問22）鴨川市に対する意見がありましたら教えてください。

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で「鴨川温泉ギフト」を3名様に応じます。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。アンケート内容で入力された個人情報（アンケートの収集・解析及び当選商品の発送のみに利用します）。

氏名*

姓 last name

名 first name

郵便番号*

例：xxxx-xxxx

住所*

電話番号*

例：012-3456-7890

ご希望の商品*

☐ Aコース

☐ Bコース

☐ Cコース

※各コースの商品について

◆Aコース 1名様

MJ川長袋米 10kg

◆Bコース 1名様

鴨川の味覚セット

・干物セット

・高野豆腐・干物・おかし・乾め合わせ

・塩釜本店製せんべい18枚入り

◆Cコース 3名様

シーワールドペア入園券

アンケートは以上です。お忙しい中、ご協力いただき感謝にあらうございました。

送信

個人向けアンケート調査結果（詳細）

属性

金額

回数、目的

スポーツ

訪問場所

鴨川でのスポーツ

手段

今後取り組みたいスポーツ

個人向けアンケート調査結果（詳細）

鴨川のスポーツ施設利用

人数、期間

合宿利用

おこないたいスポーツ

場所

ニーズ

種類

意見

団体向けアンケート調査質問票

(問 1) 過去 1 年間で、鴨川市に訪れた回数を教えてください。

1. 0 回 2. 1 回 3. 2 回 4. 3 回 5. 4 回 6. 5 回以上

(問 2) 過去に合宿などで利用した鴨川市内の運動施設を教えてください。

1. 総合運動施設 2. 体育センター 3. 宮運動広場
4. 大川面運動広場 5. 大川面庭球場 6. 大山庭球場
7. 芝浜プール 8. 小湊スポーツ館
9. その他

(問 3) その際に合宿地を選んだ理由を教えてください

(問 4) 一度に複数の地域で合宿をしていますか？はいと答えた方はその理由も教えてください。

1. はい 2. いいえ

理由

(問 5) 鴨川市での合宿日程を教えてください

1. 5 日以内 2. 7 日以内 3. 7 日以上

(問 6) その際の合宿費用の総額を教えてください(交通費を含む)

1. 5 万円未満 2. 5 万円以上 15 万円未満 3. 15 万円以上 25 万円未満
4. 25 万円以上 35 万円未満 5. 35 万円以上 45 万円未満 6. 45 万円以上

(問 7) その際の合宿施設の満足度を教えてください。

1. 大変満足 2. 満足 3. 普通 4. 不満足 5. 大変不満足

(問 8) その際の合宿施設の良いところと課題点があれば教えてください
良いところ

課題だと思うところ

(問 9) 将来的に合宿地の変更等を検討していますか？はいと答えた方はその理由を教えてください

1. はい 2. いいえ

理由

(問 10) 合宿期間中に周辺地の観光をしたことはありますか？はいと答えた方はその場所を教えてください

1. はい 2. いいえ

場所

(問 11) 合宿終了後に周辺地および帰路地までの間で観光をしたことはありますか？はいと答えた方はその場所を教えてください

1. はい 2. いいえ

場所

(問 12)

鴨川市に来て合宿以外に期待することはありますか？はいと答えた方は期待することを教えてください

1. はい 2. いいえ

期待すること

(問 13) 合宿地で地域住民との交流の機会がありましたか？

1. はい 2. いいえ

(問 14) 合宿地の人々のホスピタリティ（もてなしの程度）を教えてください

1. とても良い 2. 良い 3. 普通 4. 悪い 5. とても悪い

(問 16) 合宿地での休日の過ごし方を教えてください

1. 完全休養 2. 地域散策 3. 地域交流 4. 周辺地観光 5. 休日はない

6. その他

質問は以上です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

団体向けアンケート調査結果（詳細）

属性

